

令和7年4月1日から

小樽市からのお知らせ

建築のルールが変わります

その1

全ての新築で省エネ基準適合を義務化！

- ・令和7年4月以降、原則全ての建築物の新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。(大規模の修繕・模様替えは対象外)
- ・増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。

その2

木造戸建住宅の建築確認手続き等を見直し！

※階数2以上又は延べ面積200㎡超



(出典:国土交通省「2025年4月からルールを改正します」より)

その3

木造戸建住宅の壁量計算等を見直し！

木造建築物の荷重の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直されます。
なお、小樽市においては「固定荷重」及び「積載荷重」に、「積雪荷重」を加えることとする予定です。
については、同様の基準により北海道が作成した「壁量等の基準(令和7年施行)」に対応した設計支援ツール【北海道版】をご活用ください。

※小樽市建築基準法施行条例改正後の令和7年4月1日から適用となる予定です

確認申請等の手数料について

令和7年4月1日から確認申請等の手数料を全面的に改訂します。
 新築の代表的な手数料は以下のとおりです。その他の手数料は小樽市建築指導課HPにてご確認ください。

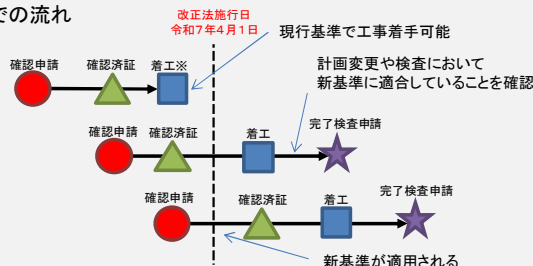
面積		確認申請手数料(円)		完了検査手数料 〔中間検査なし〕(円)		省エネ基準への 適合審査手数料 (仕様基準) (円)	省エネ基準への 適合検査手数料(円) 〔工場・倉庫等以外〕	
		現行	改定後	現行	改定後		現行	改定後
0㎡～30㎡	特例なし	7,000	15,000	12,000	17,000	15,000	—	19,000
	特例あり		13,000		15,000			—
30㎡～100㎡	特例なし	13,000	24,000	14,000	19,000	15,000	—	19,000
	特例あり		19,000		17,000			—
100㎡～200㎡	特例なし	19,000	37,000	18,000	26,000	15,000	—	19,000
	特例あり		27,000		22,000			—

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日(令和7年4月1日)以後に工事に着手するものについて適用されます。令和7年3月31日までに確認申請を提出したが、施行日までに確認済証が交付できなかった場合、追加で構造・省エネ関係規定に適合していることが確認できる図書を提出していただきます。

申請時期等に関するご不明点は、【お問合せ先】までご相談ください。

■申請～着工までの流れ



(道内統一)大規模修繕・模様替えに係る取扱いについて

改正建築基準法に係る大規模修繕・模様替え等の道内統一の取扱いは北海道HPに掲載されております。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/208016.html>



【お問合せ先】

小樽市 建設部 建築指導課

〒047-0024

住所: 小樽市花園5丁目10番1号

TEL: 0134-32-4111

確認申請関係担当(確認係 内線:7367)

省エネ関係担当 (管理係 内線:7432)

HP: <https://www.city.otaru.lg.jp/soshiki/kensetu/kentikusido/>



小樽市 建築指導課



国土交通省資料ライブラリー

国土交通省HPでは、法改正に関する各種資料を掲載しています。

■資料ライブラリー

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

